

平成29年度生駒市アンテナショップおちやせん 「チャレンジ商品」募集要領

1 募集対象者

チャレンジ商品を出品できる者（以下「出品者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

①生駒市（以下「市」という。）に住民票を有し、創業を目指す者

②市に住民票を有し創業後5年以内の者

③市内で創業後5年以内の者

※創業を目指す者とは、原則として、生駒商工会議所、奈良県よろず支援拠点、金融機関等において、事業計画等の相談をしている者

2 募集商品

対象となるチャレンジ商品は、出品者が企画・開発・製造または、企画・開発した商品とする。

原則として、次に掲げるものはチャレンジ商品の対象としない。ただし、必要に応じて協議の上、対象とすることがある。

①1商品の大きさが高さ25cm×奥行35cm×幅30cmを超えるもの

②においが強いもの

③大きな音のでるもの

④過去に生駒市アンテナショップおちやせん（生駒市北新町10番36-304 ベルテラスいこま3階）（以下「アンテナショップ」という。）において出店・販売の実績があるもの

3 募集商品数

チャレンジ商品の種類は、1出品者当たり、原則1回につき5種類までとする。（※サイズ違いや色違いは、それぞれ1種類扱いとする。）

4 内容

市とアンテナショップが認定したチャレンジ商品をアンテナショップでテスト販売する。

チャレンジ商品に認定されるメリットは、

①アンテナショップで3か月間、テスト販売できる。

②販売期間中は、アンテナショップの販売事務手数料（販売価格の20%）を市が負担する。

③販売期間中の商品に対する消費者の感想・意見、売上等のデータを出品者にフィードバックすることで、今後の事業活動の参考にすることができる。ただし、アンケート調査によるフィードバックは、2品までとする。

④生駒商工会議所や市の広報誌などにチャレンジ商品が掲載される。

5 販売場所

チャレンジ商品の販売場所は、アンテナショップ内のアンテナショップ運営事業者（以下「運営事業者」という。）が指定する場所とする。

6 費用

チャレンジ商品のアンテナショップの販売事務手数料（販売価格の20%）は市が負担する。ただし、次の費用は、出品者の負担とする。

- ①商品の製作に係る費用
- ②商品の搬入・搬出に係る費用
- ③その他、チャレンジ商品に係る販売事務手数料以外の費用

7 チャレンジ商品認定方法等

運営事業者と市が共同で出品者及び商品を選定する。認定の際、出品者と面談する。応募多数の場合は厳選なる抽選の上、書面にて全員に通知する。

8 販売時期・方法

販売時期は、入荷数量等の調整を行った上で、運営事業者が決定する。販売方法は、アンテナショップの販売事務委託とする。（販売スペースの都合により、認定を受けても即時、店頭販売とならない場合がある。）

販売方法は、運営事業所に一任するものとする。ただし、出品者がチャレンジ商品を店頭でPRすることは、事前に運営事業所に申込みし、許可後、出品者に書面で通知する。

9 販売状況の提供

チャレンジ商品に対する売上等のデータ、在庫数は運営事業者がとりまとめを行い、随時出品者に情報を提供する。

10 注意事項

販売期間中、チャレンジ商品のクレーム等に関して、出品者が対応する。

11 申込方法

提出書類（14 提出書類に記載）に必要事項を記入の上、生駒商工会議所 地域振興課へ持参または、FAX またはメールで提出すること。

12 募集期間

平成29年7月1日～31日

13 販売期間

平成29年9月～平成30年2月の間で約3ヶ月間

14 提出書類

募集期間中に、認定申請書（様式第1号）及びチャレンジ商品エントリーシート（様式第2号）を運営事業者提出し、その際には、事業計画（創業を目指す者）、開業届出（個人事業主の場合）、法人登記（法人の場合）を添付する。また、試食・見本品（写真可）を提供すること。

この要領は、平成29年7月1日から適用する。